浦安市障がい者福祉計画策定委員会(第1回)

<議事録>

開催日時:平成23年7月28日(木)14時30分~15時30分

開催場所:浦安市消防本部大会議室

【出席者】

下田直樹委員、谷岡智恵委員、森嶋宏治委員、中野陽子委員、藤崎広和委員、西田俊光委員、 內村好夫委員、榑林元樹委員、上田亜紀委員、神谷澄子委員、成田克信委員、相馬茂委員、足 立誠之委員、田中美樹子委員代理野坂秋美氏、枝川芳子委員、西田良枝委員、白川洋子委員、 鶴見仲寛委員、緒方利昭委員

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、委員の方々をご紹介いたします。

<名簿により紹介>

次に、当委員会の設置要綱についてご説明します。委員会は、浦安市地域自立支援協議会内に設置することを第1条に規定しております。

続きまして組織についてですが、委員は、市長の指名により選任されます。

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は、委員の互選により定めます。

副委員長は、委員長の指名により定めます。以上が第2条に規定しております。

委員の任期につきましては、本計画の策定が終了する日までの間としまして、第4条に規定しております。予定といたしましては、平成24年3月31日までといたしたいと考えております。

委員以外の者を委員会に出席させることにつきましては、委員長が必要と認めるときは、 委員以外の者を出席させ意見等を求めることができることを第6条に規定しております。

守秘義務につきましては、委員会の議論の中で個人情報が扱われた場合は、委員の職を退いた後も、守秘義務を有することを第7条に規定しております。

要綱の説明は、以上でございます。要綱につきまして質疑等ございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

要綱のほうですけれども、特にご意見あるいはご質問等はございませんでしょうか。 ないようでございましたら、要綱第2条第2項の規定によりまして委員会の委員長を選出 していただきます。ご意見ございましたらお願いいたします。

- ○委員 要綱ではないのかもしれない。私、初めてここに来ているんですが、何ができて、何 が話し合えないのかという、大体大きな、初心者用の設定があるとすごくありがたい。これ は読みましたが、何を話し合い、何を話し合うことができないのか。
- ○事務局 何を話すことができないか。まず、本日皆さんにお集まりいただいておりますけれ ども、浦安市障がい者福祉計画策定委員会、皆さん全員初めてご出席いただいているところ です。何を話し合うかということをご説明いたしたほうが、何が説明できないかということ を説明するよりもよろしいかと思いますので。

障がい者福祉計画といいますのが、これが3年に一度ごとに計画を定めることになっております。前回は平成21年度から23年度まで、今年度23年度ですけれども、21年度から今年度までの間、本市が障がい者のための福祉計画というものを策定いたしまして、どのように福祉を推進していくかというようなところをこのようにまとめてございます。これが21年から23年度、今年度使っているものでございますけれども、これの24年度から26年度に本市が障がい者福祉計画として推進していくためのものを策定するに当たって皆様に議論をしていただく、障がい者福祉全般についての議論をしていただくというのが趣旨でございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○事務局 ちょっと補足よろしいでしょうか。

障がい者の福祉計画というのは、法律で定められておりまして、まず障害者基本法というのがあります。こちらでは市町村障害者計画というのを定めることになっております。あと障害者自立支援法、こちらの法律では、市町村障害福祉計画というのを定めることになっておりまして、こちらのほうの自立支援法に基づく市町村障害福祉計画というのは、3年ごとに見直しなさいというような法律の規定がされておりますので、この2つの計画をあわせて浦安市の場合は、障がい者福祉計画というのを策定しております。それが今年度いっぱいで計画が終わりますので、来年からの3年間新しく計画を立てるということになります。

- ○委員 ありがとうございます。
- ○事務局 ほかにはございますか。
- ○委員 総合的な計画とおっしゃいましたね、一般的な。
- ○事務局 はい。

- ○委員 個別的なものというのは、どの程度まで入るわけですか。というのは、恐らく障がい 者の内容によって随分違うと思うんですよね。
- ○事務局 先ほど申し上げました障害者基本法に基づく市町村障害者計画というのは、市が行うべき事業等に関して計画を立てるということになっておりまして、あと障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画というのは、直接市民の方に関係のあるサービス等をこの3年間でどういうサービスを幾つふやしていったらいいのか、新しく立てたらいいのかという計画を立てることになっておりますので、この2つをあわせて計画を立てたいと思います。
- ○委員 その障がい者によって違うものが非常に多いですよね。それをどうお考えになるのか。 要するに、総合的検討、一般的にと言われても、ちょっとそれは困っちゃう。みんなきょう 出てきていただいている方はみんな初めてでしょう。だから、それはどういうディスカッションになるのか、自由にやってもいいのかという問題があると思うんですね。
- ○事務局 基本3障がいあるわけなんですけれども、それぞれに合った計画といいますか、いずれ団体さんにもヒアリングをさせていただきまして、今、浦安に足りないもの、こういうものが必要だということもあわせてこの計画でやっていこうと思っておとります。
- ○委員 ここではそういう議論はしないということですか。
- ○事務局 ヒアリングをして持ってきて、2回目以降からそういった議論に入ると思います。 本日は、この計画の1年間の今後の流れについてご説明をさせていただきたいと思いますの で、ちょっと資料は少ないんですが、よろしくお願いしたいと思います。
- ○事務局 ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、では、委員会の委員長について選出をしていただきたいと考えてございます。

委員長につきまして、ご意見はございますでしょうか。

- ○委員 自立支援協議会の会長をやっていただいています下田先生に委員長をやっていただい たらと思うんですが。
- ○事務局 今、下田委員に委員長をお願いしたいというご意見がございましたが、皆さん、いかがでございましょうか。

(拍手)

- ○事務局 それでは、下田委員に当委員会の委員長をお願いいたします。
- ○委員長 改めまして、こんにちは。

今ご指名いただきました障がい者福祉計画の策定の委員会でも委員長ということでしたの

で、果たしてどれだけ私にできるかどうか不安もありますけれども、できる限り委員の皆様の意見を一つずつ吸収しながら、また計画によりますと、いろいろなヒアリングの結果も受けながら、今後の3年間の障がい者福祉計画ということで障がい者福祉の発展に寄与するような形の計画を今後つくっていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

- ○事務局では、ここからの進行につきましては、委員長、よろしくお願いいたします。
- ○委員長 それでは、進めさせていただきたいと思います。

浦安市地域自立支援協議会は平成19年に設立してから5年を迎えることになるわけですが、その中で、障がい者福祉についてはさまざまな地域課題を掘り起こして、そして、単に議論するだけではなくて、それを実際の政策に結実させていくということでこれまで実績を積み重ねてきました。その上に、今度は障がい者福祉計画というのが具体的な数値目標を示して、障がい者福祉の今後の3年間の方向性と、それからそういった具体的な数値に向けてどう努力するかということを考えていく重要な計画だと思いますので、よろしくお願いいたします。次に、ここからは要綱第2条第4項の規定ということで、副委員長を指名していきたいというふうに思います。

副委員長につきましては、もしご異論がなければ、広く福祉について見識をお持ちの西田 俊光委員を副委員長ということで指名させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょ うか。

(拍手)

○委員長 それでは、西田委員に副委員長をお願いしたいと思います。ありがとうございます。 では、西田俊光委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議題を進めさせていただきたいと思います。

まず初めに、議題1としまして、障がい者福祉計画策定業務委託受託コンサルタントについて事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明させていただきます。

障がい者福祉計画策定業務委託受託コンサルタントについてでございます。

障がい者福祉計画につきましては、委員の皆様からのご意見等をお伺いしながら策定して まいりたいと考えてございます。

国や県の動向や他市町村の状況等を把握しているコンサルタントにも当委員会に出席をしていただきまして、専門的見地からの助言等を取り入れながら、委員会として議論を深める

ことが重要であると、こう考えてございます。

このようなことから、障がい者福祉計画策定業務を委託に付すことといたしまして、7月 6日に入札会を実行したところ、株式会社ぎょうせいを落札者に決定し、7月11日に契約を 締結しましたので報告をさせていただきます。

今後、ぎょうせいさんには、当委員会会議に参加していただき、委員会運営のための事務 局を補助していただくほか、障がい福祉サービス等の必要量の見込みの算出や必要量確保の 方策等の検討等についても行っていただきます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

ただいま株式会社ぎょうせいさんに障がい者福祉計画策定業務委託受託コンサルタントに 選定されたという報告がありましたが、この選定過程等について質問あるいはご意見ござい ますでしょうか。

- ○委員 ぎょうせいさんの過去の実績とか、そういうのは教えていただけますか。どういう会 社なのか、どういうところのコンサルタントをやっておられるのか。
- ○事務局 まず、ぎょうせいさんは、広く私ども行政に関係するいろいろな出版やコンサルタ ントとしてやっていらっしゃる会社さんでございます。障がい福祉計画に関係いたします実 績でございます。

県内の自治体さんについての実績でございますけれども、第2期の障がい福祉計画の実績でございまして、九十九里町、八千代市、館山市、勝浦市、横芝光町が第2期の障がい福祉計画ですね、市町村によっては障がい計画ですとか障がい福祉計画ですとか多少名前は違いますけれども、本市の類似実績でございます。

それから、第3期でございますけれども、白井市さんで受託してございます。 以上です。

- ○委員長 そのほかに質疑おありでしょうか。
- ○委員 今の実績を聞きますと、割と地方というか、都市型ではないですよね、出たところが。 浦安に該当するのかどうかというのがちょっと不安なところと、できれば落札額を教えてい ただけますでしょうか。
- ○委員長 よろしいでしょうか。
- ○事務局 申しわけありません、落札額、入札は税抜価格で行いますので、ただいま入札額ではなくて契約金額が手元にございます。契約金額が270万6,900円、こちらに内消費税12万

8,900円がございますので、落札価格としては270万6,900円から12万8,900円を差し引いた額、 こちらが落札価格でございます。

それから、実績について地方が多いというようなお話であったんですが、大きいところ、 団体として大きいところを幾つか申し上げますと、全国規模です、関東だけではございません。奈良県天理市、広島県東広島市、それからあとは埼玉県川口市というところも本市から すればかなり大きいところではないかと考えてございます。

- ○委員長 ということですが。
- ○委員 あと入札に参加した会社は何社あるんでしょうか。
- ○事務局 5社です。5社、うち2社辞退です。
- ○委員 全国規模の、人口が多いからいいかというのもちょっと違うと思うんですよね。奈良と広島と、近くというと関東だと埼玉ですけれども、奈良はやっぱり昔風の関西のところだと思いますし、何かちょっと都市型はしていますと言われても、はいと素直には言えないと思います。
- ○委員長 そのほかに何かご質問等ございますか。
- ○事務局 今手元にある資料ですと、今お話ししたようなところなんですけれども、それ以外 にも、そもそも入札に指名されたというところで実績を契約課のほうで十分調査した上で指 名してございますので、地方だけやっているというようなご懸念には値しないかと思います。 よろしいでしょうか。
- ○委員 はい。
- ○委員長 よろしいでしょうか。では、そのほかに。
- ○委員 今いろいろ聞いたんですけれども、指名という言葉が出てきましたけれども、今回の 入札というのは、行政からコンサル会社を幾つか指名したという指名競争入札の方式で行っ たということでよろしいですか。
- ○事務局 はい、先ほど申したとおり5社の指名競争入札です。
- ○委員 金額が一番行政の求めるものに近かったぎょうせいさんが落札したということか。
- ○事務局 最低価格者です。
- ○委員わかりました。ありがとうございます。
- ○委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
- ○委員 すごい小さい話で、辞退するということがよくわからないんですけれども、例えばや

りたくないからパスということですか。

- ○事務局 会社の都合というところで把握しております。業務量のようですが、それ以上については、相手方の意向なので。
- ○委員 つまり値段もつけなかった。
- ○事務局 入札会に参加していないということです。
- ○委員長 指名競争入札で一番最低価格ということで全く問題ないということで、よろしいで しょうか。ほかに。

それでは、次に、今後、後でお話がございますが、5回ほど委員会をやることで予定して おりまして、この過程ではさまざまな具体的なご議論、ヒアリング結果、そういうものを行 います。それを含めて今後の委員会の進め方について事務局のほうから説明をお願いいたし ます。

○事務局 それでは、委員会の今後の進め方につきましてご説明をいたします。

本日お配りしたA4版のスケジュール表というのがございますので、これを見ながらお聞きいただければと思います。

委員会は、計画素案の策定まで、今後5回の開催を予定してございます。平成23年11月ないし12月までに計画素案を委員会にお示ししたいと考えてございます。お示しした計画素案について議論、検討等をしていただきまして、計画素案とその概要版を公表いたしましてパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントの実施は12月ないし1月に予定してございまして、その後、意見を計画に反映する等必要がある場合につきましては、2月中旬をめどに調整等を行いまして計画案を策定し、報告書の印刷製本を行いまして、3月末に報告書の公表を予定しております。

以上でございます。

- ○委員長 ということで、ただいま委員会の進め方、あるいは今後のスケジュールということ で具体的な日時を示しての説明がございましたが、これにつきまして何かご質問等ございま すでしょうか。
- ○委員 これは、いつまでに完成させなきゃいけないという期限があるんですか。
- ○事務局 24年3月31日です。
- ○委員 かなりきついなという感じがするものですからね。これからみんなに持ち帰って話を聞かなきゃいけないし、3月31日に完成しているというのは結構大変なんじゃないかなという感じがします。

- ○事務局 年度予算ですので、かなりタイトな形にはなっているかもしれないですね。
- ○委員 でも、私考えますに、要するに、障がい者といっても、それほど皆さん理解していないんじゃないかと、ただ、視力障がいがどういうものか、聴力障がいがどういうものか、案外みんな理解していないで議論が進められちゃ困るという感じがするんですよね。それを十分に理解していただきたい。

例えば、視力障がいがどういうことになるかというのは、電話ひとつかけられないわけですよ。電話帳をまず見られない。電話帳のメモが見られない。電話の実際のかけ方、それから物が書けなくなる、受けなくなる、いろいろな障がいを持っているわけです。

聴力障がいなんかは、聴力障がいで同じようなものを持っているもので、全体で総合的に 把握していくといっても結構時間がかかるんじゃないかなと、まず個別の障がい者のところ で時間がかかるし、全体の障がい者のところも時間がかかる。だから、余り拙速にやっても らっちゃ困る、そういうことです。

- ○委員長 ご意見ということで承っておきます。
- ○委員 団体ヒアリングなんですけれども、このスケジュール表を見ますと、8月上旬に実施するということになっているんですけれども、団体の私どもとしては、やはり構成員である会員の意見、あるいは要望というものを把握した上でヒアリングを進めたい、というふうに思いますので、だとすると、ちょっとこの予定では時間的に無理があるんじゃないかというふうに思っているんですけれども。
- ○委員長 8月上旬という予定であります。
- ○委員 大体夏休みシーズンなんですよね、皆さん。できれば8月下旬ぐらいに、希望としてはですね、そのくらいにずらしていただければなあ、と思いますけれども、その点できるかどうかです。ただ、我々考えたのは、9月の半ばぐらいまでにやろうと。というのは、8月は夏休みでもう活動を中止していますので、だから、8月にやるというのはとても無理なんですよね。例年8月は夏休みで、大体どこでもそうじゃないかと思うんですが。
- ○委員長 そうですね。8月では難しいんではないかという意見がありますけれども。
- ○事務局 では、スケジュールを再度確認させていただいて、第2回の委員会で再度お示しで きればと思います。
- ○委員 第2回はいつでしたっけ。
- ○事務局 予定では8月末です。
- ○委員 すみません、これ日程調整というのは、要するに、事務局のほうでされるんでしょう。

- ○事務局 そうです。
- ○委員できるところからやっていけばいいんでしょう。
- ○事務局 そういう順番でいきたい。
- ○委員 今の2つの団体さんは。
- ○事務局 2つの団体さんはできないということだったら、多少後ろにさせていただいて、できる団体さんがあるのであれば。
- ○委員 2つばかりじゃなく、障がい者団体もほとんど8月というのはお休みしているし、親の会も、学齢期のお子さんがいれば、学校が夏休みだったら動いていないことが多いわけですよね。結局今年これがあるということは、福祉課のほうではわかっていたわけですよね。そうしたら、結局こういう会合をする場合に、各団体に資料をみたいなものを出しておいてくれれば、それだったら8月にやられてもできたと思うんですね、各団体の意見を聞いてくださいというようなこと。それをしないで、ここで持ってきて8月と言われたら、ちょっと無理だと思います、各団体とも。
- ○委員 無理だね、これ。
- ○委員 無理な団体と無理じゃない団体を調整すると言っているんだから、無理な団体は無理ですからこうしましょうと言えばいいだけのことであって、ここで、だめだからと言われたって、全部の団体がいるわけじゃないんだから、この会としては意見がまとまらないから、日程調整をしてもらう。○○さんは9月にしたいとか、 Δ Δ さんも9月にしたいというなら、それは調整していただいたらよろしいんじゃないか。
- ○委員長 それについては日程調整の期間が7月下旬に設けられるので、そこで可能な団体と そうでない団体を……どうぞ。
- ○委員 終わりかけに悪いんですけれども、私たちも学齢期の子供が中心で。
- ○委員だから、調整すると言っているんだから。
- ○委員 そもそも何のため、ヒアリングをするなら夏休みを外してというごく普通の話なんです。次のために。夏休みはいない。
- ○委員 ばんと書かれちゃうと、ここまでやらなきゃいけない。そうすると、間に合わなかった人は、ここは守れるのという。
- ○委員 確かにやり方を考えていいということになれば、幾らでも考えようがありますので。
- ○委員 それから、さっき言われたように、5月とか4月ぐらいに教えていただければ、その前に例外で話し合うこともできた。

- ○委員 数値目標とかがあるので、今までの多分22年度ぐらいまでの数字を出していただいた ほうがいいのかなというのと、もともとこれ24年3月末までに市町村でつくらなきゃいけな いと法律で決められているものだと思うので、どうやったらできるかというものだけに皆さ んの力をお借りして。
- ○委員長 はい、わかりました。 では、まず団体等の日程の調整については個別にお願いしたいと思います。
- ○事務局 はい。
- ○委員長 あと、今委員からありましたが、3月31日までに法律で障がい者福祉計画を策定しなければならないとなっているので、どういう形でそれが実際に31日までに策定していけるかということをぜひ議論したいというご意見もございました。ということで、ヒアリングについては事務局のほうで日程調整の件でお伺いをさせていただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員 厚労省のホームページに出ているので、興味のある方は見ていただければ。もともと 法律の改正がされるので、今回の多分23年、24年度からつくられる第3期の障がい者福祉 計画というのは、途中で修正を入れることを前提とした計画だったような気がするんですが、もし概略がもう示されているのであれば、決めるとしたらいつぐらいになって、今回 スケジュールがタイトなので、とりこぼしてはいけないと思うんですけれども、それこそ 後で修正がかけられるということがわかっているのであれば、そのことも踏まえてこの計画をつくることに邁進できればなと。
- ○委員 あと、5回の会合のうちの1回当たりの時間というのは何時間ぐらいかかるんですか。
- ○事務局 あくまでも想定のレベルでしかお答えできないんですが、2時間程度は議論にお時間いただければとは考えております。2時間以内で、期間はタイトなんですけれども、1日当たりの時間までさらにタイトにするというのはなかなか、議論していく上でも難しいかな。
- ○委員 前回の記憶だけ言わせてもらうと、いつもコンサルの方から説明だけで三、四十分かかっちゃって、議論の時間がほとんどなくて、前回も同じような議論をしたことの記憶があるんですよ。だから、説明なら説明で30分があるなら、議論は2時間するぐらいのことは委員の皆さんに覚悟しておいてもらわないと、結局2時間ですよと言って、説明が40分あって議論が1時間で終わりましたと。それがちょっと委員の皆さんにも覚悟してもらうと、例えば、今回は3時間ですよとかしておかないと、もっと話し合いたいというんだけど、いや、時間ですからというのが起きているから、それは事務局のほうでご検討いただいて

いただいたらよろしいかなと感じがしますよ。

- ○事務局 今の時点では、概ね2時間は覚悟していただきたいと思っております。よろしくお 願いします。
- ○委員長 十分な議論をする。先ほども委員からも要望が出ておりましたので、じっくりと時間をかけていただきたい。
- ○委員 そうなんですよ。例えば、ホームページを見ろと言われても、我々は見られないんですよ。
- ○委員 ヒアリングの関係ですけれども、前回、3年前にもやはり団体ヒアリングをやっていたんですね。それで、私どももいろいろ要望を出しているわけですけれども、その中で、障がい者福祉計画の計画事項についても、それなりにこの委員会の場でも議論になったりして、あるいは計画書に計画されているということで概ね承知しているわけなんですけれども、計画事項以外の要望ですね、これについては余りよくわからない、検討状況あるいは検討結果について、3年前にいろいろ要望事項を申し上げたことは一体どうなっているのかというような声が会員の間でも多く出ます。そこで、その検討状況や検討結果について、この委員会の場ではいかがかと思いますけれども、別途機会を設けていただいて、ぜひご説明をしていただければありがたいと思います。
- ○委員長 ほかにございますか。
- ○委員 今、例えば隣の障がいのことがわからないということがあるんですけれども、いろいろな会がどんな要望を出して、どんなものが要望を満たされたか知ることができれば、多分自分たちと違う障がいのことの理解ができると思います。
- ○委員長 そういった要望ですね。
- ○委員 それはお願いします。
- ○委員長 それはしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、これから3月31日という、ある意味では時間的に詰まった感じがありますけれ ども、できる限りしっかりときちんと議論して、また要望をきちんと整理しながらまとめて いきたいと思いますので、委員の皆様のご協力、あるいはご議論よろしくお願いいたします。

次に、議題3です。委員会の情報公開について、事務局よりまず説明をお願いいたします。

○事務局 委員会の情報公開につきましてのご説明をさせていただきます。

当委員会につきましては、浦安市情報公開条例第23条の規定によりまして、情報公開の対

象となります。本日につきましては、傍聴者はたまたまいらっしゃいませんけれども、ホームページに傍聴できると傍聴要領を公開してございます。

公開の内容でございますけれども、附属機関等の概要、委員名簿、会議開催案内、傍聴要 領、議事録でございます。

委員名簿につきましては、氏名、所属、性別を記載させていただきます。

議事録につきましては、会議終了後に委員に送付いたしまして、委員全員の承認を得た上で最終的に確定し、浦安市情報公開条例第7条第5項に規定されている部分を除き、公開をすることといたします。

これらの内容の公表につきましては、本市のホームページで公表させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

これにつきましてご意見、ご質問ございますでしょうか。

- ○委員 冒頭の説明のところで個人情報ということをおっしゃいましたか。
- ○事務局 個人情報を、この委員会で扱う想定はありません。個人が特定されるような情報というものを扱う予定はそもそもないのですけれども、特定の個人が類推されるような発言が場合によってあるのかな、それはあくまでも推測の域なんですけれども、そのようなことはないとは思いますけれども、その場合に限っては守秘義務を皆さんには守っていただくということは申し上げました。
- ○委員長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、第1回目の策定委員会の用意した議題はすべて終了いたしました。 したがって、本日の委員会は、これからは2時間ということですけれども、これで終了させ ていただきますが、最後に事務局のほうから何かご連絡等ございますでしょうか。

○事務局 次回の委員会の開催予定でございます。8月下旬に予定してございます。日時、場所等決定次第、別途通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局 今回、資料の中で皆さんの名簿と最初ご説明がありました委員会の目的ということ が漏れていましたので、そちらは改めて資料を作成しまして郵送させていただこうと思って いますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長 そういうことで今お話ありましたように、委員の名簿と、それから策定委員会の目的ですね、障がい者福祉計画策定委員会の目的等について記載した文書を送付させていただきますということで、そちらお目通しいただきたいということでございます。
- ○委員 この1枚、メールアドレスのやつが配られましたよね、これについての説明はないんですか。
- ○事務局 このメアドの件は、私どもからメールをお送りするに当たって、アドレスをお教えいただけますかということです。このアドレスをホームページに公表するという意味ではありません。
- ○委員 そうではなくて、これに基づいて、例えば送られてきた議事録がオーケーだとかとい うのを、もしかしたら返信するかもしれないわけですよね。そのアドレスを教えてください ということですよね。
- ○事務局 メールアドレスはいろいろな事務上の連絡等のためにアドレスをお教えいただきたいということです。先ほどの情報公開に絡む議事録等については、郵送でお送りします。ですので、メールアドレスはあくまでも事務上の連絡ということになりますので、緊急の連絡とか。重要な議事録など、そういうものは郵送で。
- ○委員 たまたま僕は持っているんですけれども、平成21年から23年度の第2期の障がい福祉 計画、できれば委員の皆さんに配っていただければと思います。
- ○事務局 概要版の薄いほうはまだあるんですけれども、厚いのはもう全員にわたる部数はありませんので。
- ○委員長 障がい者福祉計画、現物のほうはないようですので、部数が申しわけありません、 概要版のほうを全員の委員の皆様に次回用意させていただきます。

よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様にはこれからさまざまな策定に向けてのいろいろなご協力、あるいはご議論をお願いすることになりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。